

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月24日
事業者の氏名又は名称	株式会社フロンティアK(法人番号2480001008645)(代表者 打山昇)
事業者の所在地	徳島県阿南市内原町宮国31-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市津乃峰町東分99-9
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成30年7月12日、13日及び10月12日、利用者からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月24日
事業者の氏名又は名称	海部観光株式会社(法人番号4480001007950)(代表者 打山秀明)
事業者の所在地	徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天84-1
営業所の名称	阿南営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市津乃峰町東分99-9
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>平成30年7月12日、13日及び10月12日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。